

## 行事参加ポイントカード利用規約 (案)

### 第1条 (目的)

1. 行事参加ポイントカード(以下、「カード」という)を用いて、神奈川県剣道連盟(以下、「県剣連」という)が主催する各種行事に会員が楽しみながら参加していただくことを目的とします。

### 第2条 (利用者登録の資格とカード発行)

1. カードを利用しようとする方は、下記項目を満たす者が、利用者登録資格を有します。

- ① 神奈川県剣道連盟に所属している
- ② 満18歳以上(高校生は除く)

ただし、下記の者については、カード利用することができません。

- ① ポイントカード管理者(通常は県剣連事務局のポイント制度担当者)
- ② 剣道八段の者

2. カードを希望する者が、県剣連所属支部の事務担当を通じて所定の様式で申し込んだ方で、県剣連が利用を妥当であると承認した方にカード発行します。なお、カードの初回発行は無償です(県剣連が費用負担)。
3. 作成したカードは、理事会や合同稽古会などの場を通じて渡すものとしします。

### 第3条 (カードの管理)

1. 登録者は、カードを受け取ったときに直ちにカード裏面の自署欄に自身で署名してください。自己署名の無い場合は、ポイント加算やポイント払出をお断りする場合があります。
2. カード表面には氏名(半角カタカナ)、全剣連番号、支部番号(以下「カード情報」という。)が表示されています。カードに表示された登録者本人以外は使用できません。
3. カードの発行権は県剣連にあります。カードおよびカード情報は、自己の責任において管理しなければなりません。また、他人への、カードの預託、譲渡は一切認めません。

### 第4条 (ポイントカードの再発行)

1. カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、改変等の理由により登録者が希望した場合、有償(100円)でカードを再発行します。なお再発行を希望する場合は、県剣連所属支部を通じて所定の様式で提出するものとしします。なお、再発行前までのポイント累積値などを原則として引き継がないものとしします。また、場合によってはカードを再発行しないことがあります。

### 第5条 (カードの所有)

1. 第2条の条件を満たす者が、カード1枚を所有することができます。

# 行事参加ポイントカード利用規約 (案)

## 第6条 (カードの初期ポイント)

1. カード新規発行時、初期ポイントとして1ポイントを付与します。

## 第7条 (カードやポイントの有効期限)

1. カードおよびポイント累積値の有効期限については特に定めません。

## 第8条 (カードの不携行)

1. ポイント加算対象の行事に参加しても、ポイントカードの携行を忘れた場合、その行事参加のポイントは加算されません。
2. 後日になり、過去の参加実績を遡ってポイント加算はしません。

## 第9条 (カードの書き換え)

1. 改姓・改名があった場合や所属支部に変更があった場合、カード表面を新しい名や新しい所属支部番号に書き替えることができます。その場合は、県剣連所属支部を通じて所定の様式で提出するものとします。なお、カード累積ポイントをそのまま引き継ぐものとします。
2. 登録者が電話番号に変更があった場合には、届け出なければなりません。登録者の電話番号情報はカードに記録されるものではありませんが、ポイントカード制度運営上で必要な管理項目であるのでご協力いただくものです。なお、電話番号を変更してもポイントカードに更新処理をするものではありません。

## 第10条 (ポイント加算の対象行事)

1. 下記の県剣連主催の行事に参加した場合、1ポイントを加算します。
  - ① 一般合同稽古、女子合同稽古
  - ② 講習会(指導法、審判法、剣道形)
  - ③ 剣道研究会
  - ④ 剣道祭
  - ⑤ 伝達講習会

## 第11条 (ポイントの譲渡不可)

1. 貯まったポイント値を本人所有のカード以外にポイントの一部または全部を譲渡(移行)することはできません。

## 第12条 (カードリーダーライター取扱い)

1. ポイント加算対象の行事参加時にカードを専用機械(カードリーダーライター)に通すことで、カードにポイント加算される(磁気記録される)が、カード所有の本人でないと専用機械に通してはいけません。これは行事参加していないのに、参加した扱いとなってしまうことを

## 行事参加ポイントカード利用規約（案）

防止するためです。

2. 参加時にカードを機械に通すのは、当日1回のみです。

### 第13条（ポイントの払出し）

1. 貯まったポイントは、所定の様式で払出申請をすることで、払い出すことができます。専用機械に払出しポイント数を設定してから、カードを通すことで払い出すことができますが、専用機械の操作は、県剣連の係員のみが行えるものとします。
2. カード表面には、今回払い出したポイント数と残累積ポイントが印字されます。払い出しは1ポイントにつき50円と換算し、換算ポイントに応じた提携武道具店で使える割引券を利用者に発行します。
3. 払い出せる最低限のポイント値は、20ポイント単位とします。

### 第14条（ポイント利用の一時停止）

1. カードリーダー機などの故障などにより、カードが一時的に利用できなくなる場合があります。

### 第15条（登録の削除等）

1. 登録者は、県剣連所属支部を通じて、利用停止を申し出ることができます。この場合、必ずしもカードを返還したり破棄したりする必要はありません。利用停止を申し出た時点で累積したポイント値は無効となります。

### 第16条（カードの不正使用）

1. カードの不正使用が発覚した場合、以後、当該者のカード利用を認めません。

### 第17条（運用の休止もしくは廃止）

1. ポイントカード利用の制度を休止もしくは廃止する場合があります。

### 附則

- 1 この規則は、平成26年11月1日から施行します。
- 2 提携武道具店で利用できる割引券については、別に定める『提携武道具店向け割引券利用規約』によります。
- 3 各剣道大会および昇段審査会については、当面はポイント加算対象とはしません。ただしポイント制度運用の様子を見つつ、ポイント加算の対象とするか継続的な検討課題とします。
- 4 昇段合格者についてもポイント加算の対象とするか継続的な検討課題とします。

## 提携武道具店向け割引券利用規約（案）

### 第1条（用途）

1. 行事参加ポイントカード（以下、「カード」という）から払い出しポイントに応じた額面の『提携武道具店向け割引券』（以下、「割引券」という）を神奈川県剣道連盟（以下、「県剣連」）が発行します。この割引券は、県剣連が提携した武道具店（以下、「提携店」）において商品購入時に利用することができるものです。

### 第2条（利用可能店舗）

1. 利用者は、割引券の提携店でその取扱商品の購入に利用できます。
2. 提携店は新規の提携又は提携解除等により増減、変更することがあります。店頭・店内に提携店マークの表示がある店舗で利用できますので確認下さい。

### 第3条（割引券の発行と管理情報）

1. 割引券は基本的には、ポイントカードからのポイント払い出しと併せて発行します。
2. 割引券には割引金額(日本円)以外に、発行管理情報として発行日やシリアル番号などが印刷される。
3. 割引券の複製防止のため、コピーガード機能のついた用紙に印刷して発行します。

### 第4条（有効期限）

1. 割引券には、その表面に有効期限が定められておりますので必ず確認下さい。通常は、割引券発行から半年間が有効期限です。有効期限を過ぎると利用できません。

### 第5条（利用方法）

1. 利用者は、割引券によりその額面と等額で商品購入に利用できます。割引券の額面以上の商品と引換えるときには現金と併用し利用して下さい。
2. 割引券は、額面未満の商品購入時、お釣りをお出しすることができません。
3. 割引券は、現金又は他の金券類と引換えることができません。また、割引券の払戻はできません。
4. 割引券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

## 提携武道具店向け割引券利用規約（案）

### 第6条（利用できない場合）

次の場合は、割引券を利用することができません。これによる不利益については、県剣連は一切の責任を負いません。

- (1) 割引券に記載された有効期限が経過しているとき
- (2) 割引券が偽造又は変造されたものであるとき
- (3) 違法に取得したとき。
- (4) 割引券の4分の1以上が滅失し、管理情報が判読できないとき
- (5) 汚損等により管理情報が判読できないとき

### 第7条（引換商品等の欠陥について）

利用者が割引券を使用した商品について、万一、返品、瑕疵、欠陥その他の問題が生じたときの解決について県剣連は一切の責任を負いません。

### 第8条（デザイン仕様の変更）

割引券のデザイン等の仕様は、予告なしに変更する場合があります。

### 附則

- 1 この規則は、平成26年11月1日から施行します。
- 2 この規約に関連する規約は、『行事参加ポイントカード利用規約』です。

ポイントカード 新規・再発行 申請書

項	新規／再発行	支部名	全剣連番号	氏名(カナ)	氏名	性別	段位	生年月日	携帯番号	自宅番号	備考
例示 1	新規	〇〇	87654321	カナガワ_ケンタロウ	神奈川_剣太郎	男	四	S45.1.23	080-1234-5678	045-321-6175	例は消してご利用ください
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

## ポイント払出申請 兼 割引券発行願書

記入日 平成 年 月 日

下記の通り、ポイント数の払出しと割引券の発行を希望します。

氏 名	
所 属 支 部 名	
電 話 番 号	
全 剣 連 番 号	
払出前 累積P(①)	ポイント
払出希望P (②)	ポイント
払出後 累積P(①-②)	ポイント

検印

----- 切り

----- 切り

----- 切り

----- 切り

## ポイント払出申請 兼 割引券発行願書

記入日 平成 年 月 日

下記の通り、ポイント数の払出しと割引券の発行を希望します。

氏 名	
所 属 支 部 名	
電 話 番 号	
全 剣 連 番 号	
払出前 累積P(①)	ポイント
払出希望P (②)	ポイント
払出後 累積P(①-②)	ポイント

検印

平成 26 年 11 月 13 日

## 割引券のデザインイメージ

ポイント払出し請求を受け付けて、提携武道具店で使用できる割引券を印刷発行します。

### 1. 割引券作成の方針

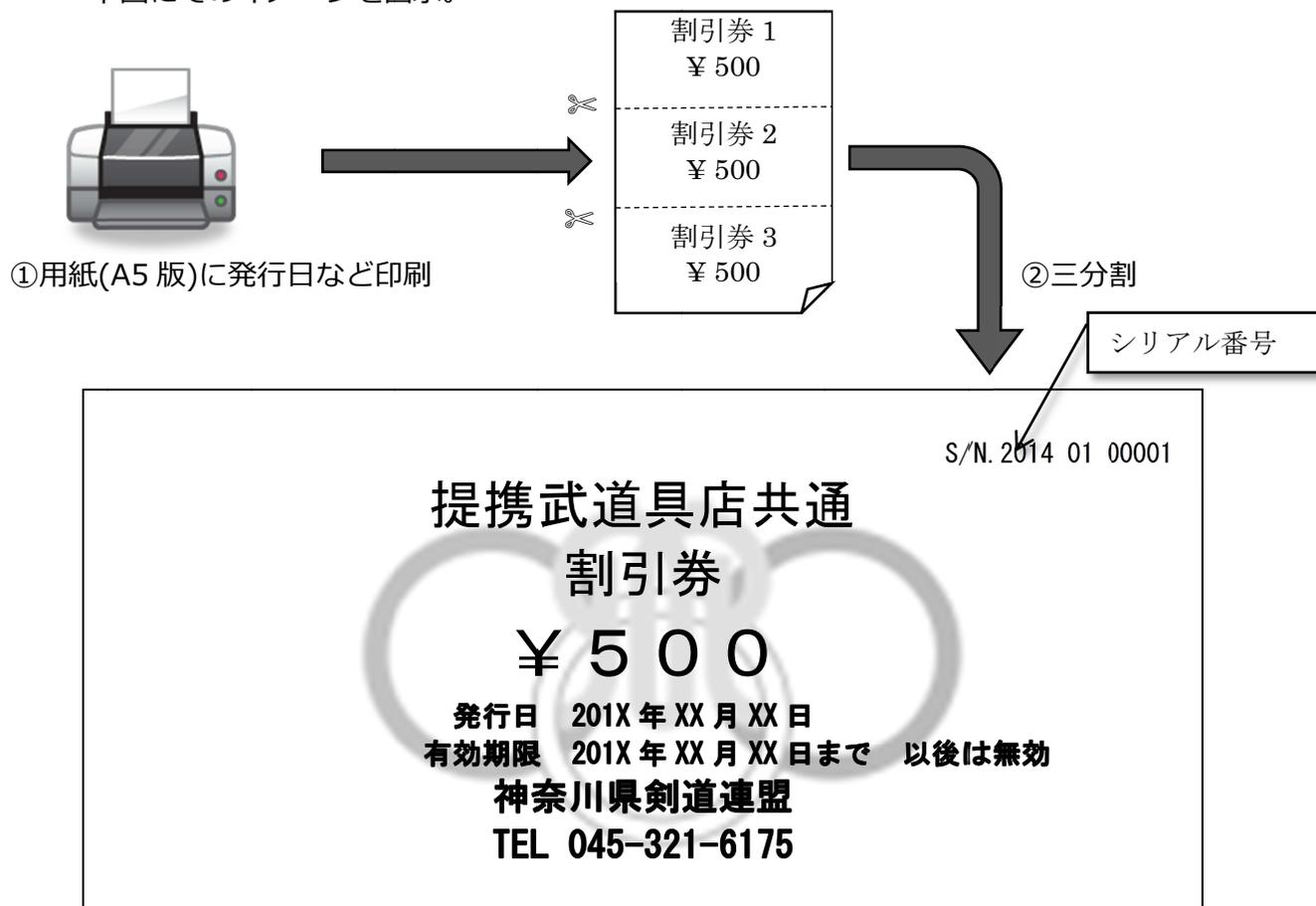
- ①紙幣財布に入れられるサイズ
- ②偽造防止を安価に実現できるもの

### 2. 偽造防止策

役所で発行する公文書で使用されているもの(住民票など)と同等の用紙。  
⇒複写するとコピーしたものに「複写」の文字が浮かぶ。

### 3. 割引券デザインのイメージ

下図にそのイメージを図示。



【上図は原寸大】(幅 148 mm、高さ 70 mm)

※上図は、発行イメージですので、実運用ではデザイン変更する可能性があります。

以上